

# コロナ禍で収入減なら保険料免除も

自営業者やフリーランスの人が加入している国民年金の今年度の保険料は、4月から月額1万6540円(2、3月は1万6410円)で、毎月納める必要

## 免除区分ごとの基準所得額

免除区分	基準所得額
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

があります。しかし、さまざまな事情で保険料を納めることが難しい場合には、「**免除制度**」や「**納付猶予制度**」が用意されています。

免除制度は4段階で、「**全額免除**」「**4分の3免除**」「**半額免除**」「**4分の1免除**」です。例えば、全額免除なら今年度の保険料1万6540円全額が免除され、半額免除は半分の8270円が免除になります。免除制度を利用すると、将来の年金はどうなるのでしょうか。

国民年金額の半分は税金で支給されているので、全額免除の期間分の年金額は、全額支払った人の年金額の半分は支給されます。

半額免除なら、税金分の半分と、半分支払っているので、半分の半分、つまり4分の3が支給です。免除制度を利用する際は、市役所等への申請が必要です。その際、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得が、それぞれ図表の基準所得額に該当しているかで免除区分を判断しますが、コロナ禍の影響で「**臨時特例措置**」が設けられました。

令和2年2月から、コロナショックの影響で収入が相当程度まで下がった場合、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで、国民年金保険料免除(学生納付特例申請を含む)の手続きが可能になっています。

手続きでは、令和2年2月以降から申請する月の間に、**収入が一番減少した月の収入**

**額を12カ月分(年額)にした「収入見込み額」**から「見込みの必要経費など」を控除した「**所得見込額**」を、図表の基準所得額に当てはめて、全額免除や一部免除に該当するかを判断します。判断にあたっては、本人、配偶者、世帯主それぞれの減少所得見込額がいずれも該当する免除区分になります。対象期間は、令和2年2月分以降の国民年金保険料で、いつまで行われるかは未定ですが、当面は6月分まで免除で、7月分以降については再度手続きが必要になります。

免除制度は、将来の年金額に反映される仕組みですが、年金額は少なくなりますので、10年以内なら保険料の後払い(追納)ができ、年金額(老齢基礎年金)を増やすことが可能です。国民年金保険料を支払っていない期間(未納期間)は年金額に反映されません。未納期間の保険料は、2年以内なら後払いが可能ですが、コロナショック禍がいつまで続くか不確定な状況です。保険料の納付が難しい場合は、未納にせず免除制度など利用することを検討してはいかがでしょうか。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードファイアードファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■**時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■**マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■**退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00